

議案第101号

墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金及び墨田区精神障害者
障害福祉サービス事業補助金の不当利得返還等請求に係る訴えの提起に
ついて

上記の議案を提出する。

令和8年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金及び墨田区精神障害者
障害福祉サービス事業補助金の不当利得返還等請求に係る訴えの提起に
ついて

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 当事者

(1) 原 告 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
墨田区

(2) 被 告 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●
●●●● ●● ●●

2 請求金額 1,376万5,682円

3 請求の趣旨

(1) 被告は、墨田区に対し、次のアからウまでの各金員を支払うこと。

ア 1,376万5,682円

イ 上記アの金員のうち1,010万2,682円に対する令和2年7月31日
から、うち366万3,000円に対する同月29日から各支払済まで年10.
95パーセントの割合による金員

ウ 上記アの金員に対する令和3年7月31日から支払済まで年10.95パー

セントの割合による金員

(2) 訴訟費用は被告の負担とすること。

(3) 仮執行宣言

4 そ の 他 本件訴訟において必要があるときは、上訴をすることができるもの
とする。

(提案理由)

墨田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金等の不当利得について、被告に対し返還を求めていたが、現在に至るまで返還が完了していないことから、債権の保全を図るため、不当利得返還等請求に係る訴えを提起する必要がある。